

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物処理	2023E-5	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和5年2月28日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等	足寄弾薬支処総務科営繕班

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する産業廃棄物処理（以下、“役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		具体例・説明
産業廃棄物	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他焼却残さ
	汚泥	ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等
	廃アルカリ	写真現象廃液、廃ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液等
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラス・コンクリート・陶器くず	ガラス類、コンクリートブロックくず、レンガくず等
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰等
	がれき類	コンクリート、スファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
	紙くず	建設・パルプ製造・製紙業等から生ずる紙くず
	木くず	建設・パルプ製造・輸入木材卸売業等から生ずる木材片等
	繊維くず	建設業・繊維工業から生ずる木綿くず等
動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等	

表1－種類（続き）

産業廃棄物	動物系固形不要物	処分した獣畜等に係る固形状の不要物	
	動物のふん尿	畜産農業から排出される家畜等のふん尿	
	動物の死体	畜産農業から排出される家畜等の死体	
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類，灯油類，軽油類	
	廃酸	PH2.0以下の酸性廃液	
	廃アルカリ	PH12.5以上のアルカリ性廃液	
	感染性産業廃棄物	病院，診療所などにおいて生じた感染性産業廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び陶器くず。	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃液
		PCB汚染物	PCBが塗布または染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず又は、PCBが付着又は封入された廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設、輸入された事業活動等により生じた石綿に係る廃棄物
		廃棄物処理法施行令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で指定されるもの	
	輸入廃棄物	廃棄物処理法施行令第2条の4第9～11号において指定されるもの	
<b>注記</b> 細部については廃棄物処理法施行令第2条の4参照			

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

##### b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

処分する廃棄物の種類・処分数量・希望搬入時期・時間帯などの一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。尚、処分数量は予定数量とする。

### 2.2 処理の区分

処理の区分は処分のみとし、廃棄物の運搬は発注者が実施する。

### 2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、受注者は法及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

### 2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

## 3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は本役務終了後、監督官または検査官に管理票（E票）を提出し、役務完了の確認を受けるものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、管理票（B2・D・E票）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに検査官へ提出するものとする。

### 4.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、検査官の指示を受けるものとする。